

「児童手当制度」のご案内

本市に住民登録があるかたで、小学校修了前の児童（12歳到達後最初の3月31日までの児童）を養育しているかたに児童手当が支給されます。支払月は2月・6月・10月です。

支給月額

- ▽3歳未満の児童
一律 10000円
- ▽3歳以上の児童
第1子・第2子 50000円
第3子以降 100000円

児童手当の支給を受けるには

- ▽認定請求などの手続きが必要となります。（公務員のかたは勤務先への請求になります）
- ▽所得が一定額以上のかたには、児童手当が支給されません（表をご覧ください）。なお、所得制限などで現在児童手当を受給されていないかたでも、所得が前年よりも少なかったかたや、所得税法に規定する扶養人数が増えたかたは、受給できるようになる場合がありますので、ご相談ください。

扶養親族などの数	所得限度額		注1) 扶養親族などの数が4人以上の場合、限度額は1人につき38万円が加算されます。 注2) 老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合、限度額に1人につき6万円が加算されます。 注3) なお、各自の所得から一律8万円控除されます。
	国民年金加入者 (自営業など)	厚生年金等加入者 (サラリーマンなど)	
0人	460万円	532万円	
1人	498万円	570万円	
2人	536万円	608万円	
3人	574万円	646万円	

※1～4月の期間に申請したときは前々年の所得、5～12月の期間に申請したときは前年の所得が適用となります。

申請時に提出するもの

- ・「認定請求書」（印鑑）
- ・「児童手当振込口座指定書」（請求者の預金通帳の番号が分かるものをご持参ください）
- ・「請求者の被保険者証」（国民健康保険以外のかた）
- ・「基礎年金番号」が分かるもの
- ・「所得課税証明書」（平成20年1月1日以降に転入したかた）
- ・前住所地の平成20年度所得課税証明書が必要です。

※このほか、必要に応じて提出する書類があります（養育する児童と別居している場合など）。

「現況届」の提出が必要です

児童手当を受給しているすべてのかたは、毎年6月中旬に「児童手当現況届」を提出することになっております。提出がないと支給が一時差し止めになりますのでご注意ください。なお、対象となる受給者のかたには、案内と提出する書類を5月末に郵送する予定です。

問い合わせ先

国保年金課給付係

☎5111内線246・247

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) のお知らせ

4月から新しい長寿医療制度が始まり、保険料の特別徴収の通知書を郵送しました。

保険料について

特別徴収（年金から保険料が天引きされる方法）の対象となるかたには「特別徴収（仮徴収）の通知書」を4月上旬に郵送しました。

今回、特別徴収（仮徴収）の対象にならなかったかたの保険料の納付方法については、7月号の広報に詳しく掲載します。

平成20年5月1日以降に

75歳に達するかた

- ▼長寿医療制度の被保険者となる日
↳75歳の誕生日です。
- ▼被保険者証について
↳75歳の誕生日までに郵送します。

※詳細については、国保年金課給付係へお問い合わせください。